2023年9月号

社会保険労務士



# WAVE事務所便り

連絡先: 〒501-3232

関市桜本町 2-32-4 エレガンスみやもと 302 電 話: 0575-24-3757 FAX: 0575-24-3757

e-mail: hata50911@gmail.com

# フリーランスら個人事業主 が労働安全衛生法の対象 となります

◆労働保険の年度更新とは

フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するための「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)が先の通常国会で可決成立し、5月12日に公布されました。同法は2024年秋頃までに施行されますが、7月25日に周知資料としてリーフレットが公表されましたので、そのポイントを紹介します。

#### ◆法律の適用対象

適用対象は、発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引です。フリーランスとは、業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの、発注事業者とは、フリーランスに業務委

託する事業者で、従業員を使用するものをいいます。

#### ◆法律の内容

次の義務が、発注事業者が 満たす要件に応じて課されま す。

- ① 書面等による取引条件の明示……業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
- ② 報酬支払期日の設定・ 期日内の支払い……発注した 物品等を受け取った日から数 えて60日以内の報酬支払期 日を設定し、期日内に報酬を 支払うこと
- ③ 禁止事項……フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと
- ④ 募集情報の的確表示……広告などにフリーランスの 募集に関する情報を掲載する際に、虚偽の表示や誤解を与 える表示をしてはならないこと、内容を正確かつ最新のも

のに保たなければならない こと

- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮……継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと
- ⑥ ハラスメント対策に 係る体制整備……フリーラ ンスに対するハラスメント 行為に関する相談対応のた めの体制整備などの措置を 講じること
- ⑦ 中途解除等の事前予告……継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと

【厚生労働省「フリーランスの 取引に関する新しい法律ができ ました」】

https://www.mhlw.go.jp/content/001124404.pdf



#### 自然災害に備えましょう

### ◆頻発する豪雨等の自然災 害

近年、集中豪雨が各地で発生しています。最近では秋田県で記録的な大雨となり、広い範囲で被害が出ました。被害に遭ってから対応するのでは、事業継続の難易度は格段に上がります。自然災害に対し、様々な観点から備えておくことが必要です。

企業防災を考えるときに参 考となるのが、内閣府が公表 している「事業継続ガイドラ インーあらゆる危機的事象を 乗り越えるための戦略と対応 ー(令和5年3月)」です。ま ずは、これに沿って自社の方 針を検討していくとよいでし ょう。

## ◆労働基準法や労働契約法 の取扱い

被災時に休業する場合など、法的な取扱いはどうなるのでしょうか。これについては、「自然災害時の事業運営における労働基準法や労働契約法の取扱いなどに関するQ

&A」が参考になります。災害を理由に休業するとき、従業員が被災し出勤できないときなど、気になる事項への回答が示されています。例えば、勤め先は営業しているものが、従業員が避難所にいて通勤できない場合、出勤できない場合、出勤できないは、「一般的には相当でない」と考えられるとしています(ただし、最終的には個別の事情を総合的に勘案して判断される)。

経営においては、混乱の中で迅速な判断を求められることがあります。会社と従業員を守るためにも、いざというときに適切な判断ができるよう備えておきましょう。

【内閣府「事業継続ガイドライン 一あらゆる危機的事象を乗り越え るための戦略と対応一(令和5年 3月)」】

https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/pdf/guideline202303.pdf

【厚生労働省「自然災害時の事業 運営における労働基準法や労働契 約法の取扱いなどに関するQ& A」】

https://www.mhlw.go.ip/cont

ent/000806952.pdf

# 9月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

#### 110

- 源泉徴収税額・住民税特 別徴収税額の納付[郵便 局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

#### 10月2日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者で ない場合) <雇入れ・離職 の翌月末日>

[公共職業安定所]